

春日原地区規約

(名 称)

第1条 この組織を春日原地区自治会と称する。

(事務所)

第2条 区事務所は春日原地区公民館（共同利用施設）内におく。

(理念)

第3条 次条に定める目的を希求する不偏不党かつ非営利団体である。

(目 的)

第4条 春日原地区の自治、協和及び発展を目的とする。

(事 業)

第5条 目的を遂行するために、春日市と行政的に連携し、地区内に於いて公民館、環境委員会、福祉委員会及び防犯・防災委員会にそれぞれの分野を定めて事業を行い全般的な事業は会長が統括する。

(組 織)

第6条 地区内に居住する全所帯及び店舗・事業所を以て組織し、地区の運営のために隣組を設ける。（組織図は別添・図1）

(役 員)

第7条 地区に次の役員をおく。

1	会 長	1名
2	会 計	1名
3	事業委員長（公民館長）	1名
4	環 境 委 員 長	1名
5	福 祉 委 員 長	1名
6	防 犯・防 災 委 員 長	1名
7	理 事	20名以内 （内、理事長1名、副理事長2名）
8	監 査	2名

(役員を選任)

- 第8条
- 1 会長、監査は、地区の中より執行会に於いて選任する
 - 2 会計、事業委員長、環境委員長、福祉委員長及び防犯・防災委員長は、会長が推薦し、執行会の承認を得て任命する
 - 3 理事は、定められた区域の隣組長の推薦により、選出されるものとする
但し、隣組長の推薦が無い場合は、役員も推薦できる
 - 4 理事長、副理事長の選任は理事の互選とする

(役員任期)

- 第9条 1 役員任期は4月1日より2年とする。但し、再任を妨げない
2 会長の任期は1期2年とし、最長8年までとする
3 任期中に役員が欠けた時は、前条に定めるところにより、役員を選出するものとし、その任期は前任者の残任期間とする
4 役員は任期満了後も、後任者が就任するまで在任する

(役員任務)

- 第10条 1 会長は、この地区を代表し、業務を統理すると共に地区財産を管理する
2 会計は、地区の会計業務を司り、会長に事故あるときは、これを代行する
3 事業委員長は、地区の社会教育事業を、別に定めた規約により行う
4 環境委員長は、地区の環境に関する事業を、別に定めた規約により行う
5 福祉委員長は、福祉に関する事業を、別に定めた規約により行う
6 防犯・防災委員長は、地区の防犯・防災に関する事業を、別に定めた規約により行う
7 理事は、定められた区域を代表し、地区運営の執行に当たる
8 監査は、年2回以上、地区の財産・会計業務及び事業を監査し、総会に報告する

(隣組長)

- 第11条 隣組の円滑な運営のために隣組長をおく。
1 隣組長は、構成する区居住者の中から互選する
2 隣組長は、隣組員の相互扶助及び融和を図ると共に、理事と協力し、隣組員と地区執行部との連絡にあたる
3 隣組長は、定められた区域の理事を選出する。
4 隣組長は、地区総会に出席し議決権を行使する。

(会議)

- 第12条 会議は、総会、執行会及び幹事会とし、会長が必要に応じてこれを召集する。但し、執行会及び幹事会は、3分の2以上の出席を以て成立する。
1 総会はこの地区の最高議決機関である
2 幹事会は会長、会計、事業委員長、環境委員長、福祉委員長、防犯・防災委員長、理事長及び副理事長で構成する
3 執行会は、監査を除く役員で構成する
4 議事は、出席者の過半数を以て決する
5 どの会議も、構成する人員の3分の1以上の要求があるときは、これを開催しなければならない
6 会議は、総て議事録を作成し保管しなければならない

(総 会)

第13条 総会は、この地区の最高議決機関であり、通常総会は毎年6月末日までに開催するものとし、臨時総会は必要に応じて開くことができる。

- 1 総会は、隣組長で構成する
- 2 総会は、次に掲げる事項を議決する
 - イ 規約の変更
 - ロ 予算及び決算
 - ハ その他、執行会が必要と認める事項

(執行会)

第14条 執行会は、監査を除く役員で構成し、次の事項を審議決定する。

- 1 総会に提案する事項
- 2 会長及び監査の選出と解任
- 3 地区規約内規の改正
- 4 1件10万円以上の支出（相見積もりを原則とする）
- 5 隣組の改廃及び再編成
- 6 臨時に金員を徴収する必要がある場合
- 7 その他、幹事会が必要と認める事項

(幹事会)

第15条 幹事会は、会長、会計、事業委員長、環境委員長、福祉委員長、防犯・防犯委員長、理事長及び副理事長を以て構成し、次に掲げる事項を審議する。

- 1 総会から委任された事項
- 2 執行会から委任された事項
- 3 各種事業運営に関する事項
- 4 緊急事態の発生に伴う緊急活動に関する事項
- 5 予算の編成及び厚生に関する事項
- 6 その他、会長が必要と認める事項

(会 計)

第16条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日迄とする。

- 1 この地区の収入は次の各号からなる
 - イ 区 費
 - ロ 臨時区費
 - ハ 市からの補助金、助成金及び報償金
 - ニ 諸手数料
 - ホ 施設、備品使用料
 - ヘ その他雑収入（寄付金含む）

2 この地区の経費の支出は次の各号からなる

イ 地区運営費及び地区事業費

ロ 事業委員会関係、環境委員会関係、福祉委員会関係、防犯・防災委員会関係の経費

ハ 役員手当及び職員手当

その手当額は執行会において決定し、別に規定を定める

ニ その他、運営に必要と認められる経費

3 財産目録記載の財産

4 環境委員会関係の古紙回収の報償金は、別に定める規則により支出する

(区居住者)

第17条 この地区に居住する者及び店舗、事業所を有するものは、次の権利と義務を有すると共に、地区の運営及び治安に協力しなければならない。

1 地区に備え付けの議事録、帳簿類の閲覧をすること

2 会計監査を要求すること

3 地区の諸規則に従うこと

4 区費を納めること

5 各種募金に協力的であること

6 地区内において、不穏当な行為及び治安を乱す者を排除することに総力を挙げること

(区 費)

第18条 区費は1所帯、1店舗、1事業所あたり月額500円とする。

(但し、地域内で所帯と店舗が別でも重複徴収はしないものとする)

(区事務所)

第19条 地区運営の事務は事務所で行い、連絡もこの事務所で行う。

1 事務所の執務時間は、午前9時より午後4時までとする

2 土曜日は12時までとし、日・祭日は休みとする

(職 員)

第20条 この地区には、事務員若干名及び公民館管理人1所帯をおき、任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

職員は、会長の指示する任務を忠実にを行い、別に定める服務規程に従うものとする

(その他)

第21条 この規定に定めてない事項は、別に定める内規によるものとする。